

# 平成28年度地域包括支援センター年度計画標準項目

## 1 組織運営体制

- (1) 事業年度計画を明確にして職員に共有すること
- (2) 職員の適切な業務分担を行うこと
- (3) 職員の資質向上のための取組を行うこと
- (4) 圏域の支所との連携を図ること
- (5) 個人情報保護に対する取組を適切に行うこと

## 2 総合相談支援業務

- (1) 個別ケースの対応を適切に行うこと
- (2) 相談内容および関係資料を適切に記録・保管すること
- (3) 苦情対応に適切に取組むこと

## 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント業務

- (1) 介護支援専門員のネットワーク構築を支援すること
- (2) 介護支援専門員の資質の向上に取組むこと
- (3) 圏域の介護支援専門員に対し、適切な支援を行うこと

## 4 権利擁護業務

- (1) 成年後見制度活用に向けた取組を行うこと
- (2) 高齢者虐待防止に向けた取組を適切に行うこと
- (3) 消費者被害防止に向けた取組を適切に行うこと

## 5 在宅医療・介護連携の推進

- (1) 圏域における医療機関・介護サービス資源を把握すること
- (2) 在宅医療・介護連携システムを構築すること

## 6 認知症施策の推進

- (1) 認知症物忘れ相談事業を適切に行うこと

## 7 地域ケア会議の推進

- (1) 地域ケア個別会議の開催を適切に支援すること
- (2) 効果的に地域ケア圏域会議を開催すること



# 平成28年度地域包括支援センター年度計画標準項目

## 1 組織運営体制

### (1) 事業年度計画を明確にして職員に共有すること

- ・事業計画策定に関し、センター内部での合意形成を行っているか。
- ・事業計画は、職員の業務負担等を鑑み、実現可能な内容となっているか。
- ・事業計画のスケジュールおよび内容が具体的に定められているか。
- ・事業計画が職員に共有されているか。

### (2) 職員の適切な業務分担を行うこと

- ・職員の業務分担が適切に行われ、一部の職員に負荷がかかっていないか。

### (3) 職員の資質向上のための取組を行うこと

- ・職員の資質向上のための取組が十分に行われているか。
- ・研修等の内容を職場内で共有する仕組みがあり、実践されているか。

### (4) 圏域の支所との連携を図ること

- ・本所、支所間の情報伝達が正確かつタイムリーに行われているか。
- ・個別ケースに関する相談支援が適切に行われているか。
- ・困難なケースについて、支所と協働して対応を行っているか。

### (5) 個人情報保護に対する取組を適切に行うこと

- ・個人情報に関するルールが整備されているか。
- ・個人情報保護に関する職員への教育等が行われているか。
- ・ルール上作成することとされている帳票類が確認できるか。
- ・個人情報保護の取組が実施されているかチェックする機会があるか。

## 2 総合相談支援業務

### (1) 個別ケースの対応を適切に行うこと

- ・個別ケース毎に主担当を明確にしているか。
- ・個別ケースに関する職員間のミーティングを定期的に行っているか。
- ・必要に応じて3職種が協働して相談、訪問を行うなどチームアプローチを十分に行っている。
- ・継続的な支援が必要な場合、支援方針を明確にしているか。

### (2) 相談内容および関係資料を適切に記録・保管すること

- ・相談等を受付た場合、翌営業日には地域包括システムの相談記録に入力されているか。
- ・記録資料の保管が適切に行われ、担当職員ではなくても参照できるようになっているか。

### (3) 苦情対応に適切に取り組むこと

- ・センター自身に対して寄せられた苦情等に対するルールがあるか。
- ・ルールに基づき苦情等の対応がされているか。
- ・苦情等の再発防止に向けた取組がされているか。

### 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント業務

#### (1) 介護支援専門員のネットワーク構築を支援すること

- ・圏域の主任介護支援専門員および介護支援専門員の連絡会または事例検討会を年6回以上開催しているか。

#### (2) 介護支援専門員の資質の向上に取り組むこと

- ・圏域の介護支援専門員に対する研修等を適切に行っているか。

#### (3) 圏域の介護支援専門員に対し、適切な支援を行うこと

- ・圏域の介護支援専門員に対し、適切な相談対応を行っている。
- ・介護支援専門員の同行訪問、サービス担当者会議の支援を行っているか。
- ・自立に向けたケアプランになっているかチェックできている。

### 4 権利擁護業務

#### (1) 成年後見制度活用に向けた取組を行うこと

- ・多角的な視点から高齢者の判断能力や生活状況等を把握し、成年後見制度を利用する必要性を判断しているか。

#### (2) 高齢者虐待防止に向けた取組を適切に行うこと

- ・相談、通報から48時間以内に事実確認として本人の状況把握を行っている。
- ・虐待の認定がされたケースについて、モニタリングを行っているか。
- ・高齢者虐待防止に向けた啓発活動を行っているか。

#### (3) 消費者被害防止に向けた取組を適切に行うこと

- ・消費者被害の連絡を受けた場合、関係機関(警察、消費生活センター等)と連携し、対応しているか。
- ・消費生活センターと定期的に情報交換を行っているか。
- ・消費者被害防止を目的として、関係機関(支所、ケアマネ、訪問介護事業者、民生委員など)への情報提供を行っているか。

### 5 在宅医療・介護連携の推進

#### (1) 圏域における医療機関・介護サービス資源を把握すること

- ・医療機関、介護サービス資源の最新情報をリスト化しているか。
- ・リストを支所と共有しているか。

#### (2) 在宅医療・介護連携システムを構築すること

- ・「在宅医療と介護の相談窓口」を関係機関に周知しているか。
- ・医療機関・介護サービス事業者を対象に在宅医療・介護連携に関する研修等を開催している。

### 6 認知症施策の推進

#### (1) 認知症物忘れ相談事業を適切に行うこと

- ・認知症物忘れ相談を年12回行っているか。

・認知症物忘れ相談からその後ケアにつなげたケースがあるか。

## 7 地域ケア会議の推進

(1) 地域ケア個別会議の開催を適切に支援すること

- ・支所の要請に基づき、地域ケア個別会議の準備支援を行っているか。
- ・圏域の支所の地域ケア個別会議に参加をしているか。

(2) 効果的に地域ケア圏域会議を開催すること



:

2

1

1



## 平成29年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

1	事業年度計画の明確化と職員への共有
	<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状)          地域包括支援センターの業務を遂行するために、地域包括支援センターの目的や業務内容に沿った年度ごとの事業計画を立案することによって、事業の方向性と責任体制を明確にするとともに、業務の遂行状況について評価することが可能になる。          大泉地域包括支援センターでは、年度ごとに各職種、各職員と協議して事業計画を作成し、職員への周知を行っている。事業計画書については常に閲覧できる場所に保管し、計画のスケジュール管理や進捗状況の確認も行えるようにしている。</p> <p>(課題)          職員に対する事業計画の周知については行えているものの、年度を通したスケジュール管理や進捗状況の確認が必要である。定期的な事業計画についての実施状況や達成状況について確認し、事業計画の達成を目指せるようにしていく。</p>
	<p>(2) 取組み事項</p> <p>ア 事業計画の策定          各職員と協議しつつ、センター内部での合意形成を図りながら計画を策定する。</p> <p>イ 事業計画の共有          事業計画の内容について明確にし、各職員への周知を行う。</p> <p>ウ 進捗状況の確認          定期的に事業計画の実施状況や達成状況について確認する。</p>
	<p>(3) スケジュール</p> <p>ア 事業計画の策定          4月～ 各職員と協議し、事業計画を策定する。</p> <p>イ 事業計画の共有          4月～ 策定した事業計画について職員への周知を行い、事業計画書については常に閲覧できる場所に保管する。</p> <p>ウ 進捗状況の確認          9月 上半期の事業計画実施状況や達成状況について確認する。          職員に対して面談を実施し、計画の達成状況や業務に対する課題等について確認する。          3月 下半期の事業計画実施状況や達成状況について確認する。</p>

# 平成29年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

2	職員の適切な業務分担
(1) 現状と課題	
<p>(現状) 各職種の専門性は、地域包括ケアの提供を可能にするために不可欠なものとなっている。しかしながら、それらが分断され個別に機能していても、地域包括ケアを提供することはできない。実際に業務を行うためには、具体的な手順等の取り決めやその分担が必要であるため、相談しながら柔軟に機能できるようにすることが重要である。 大泉地域包括支援センターでは、11名の職員体制における各業務の内容を確認しつつ、業務分担を行うようにしている。</p> <p>(課題) 様々な相談内容について、センター内で定期的な情報共有の場を持ち、支援方針の相談等を行ってはいるものの、相談内容によって各専門職への振り分けも行っているため、一部の職員に負荷がかかってしまう状況も見られている。業務量からして人員不足の状況もあるため、全体的に負荷がかかっているという面もあり、業務内容や事務作業等の見直しが必要となっている。</p>	
(2) 取組み事項	
<p>ア 適切な業務分担の実施 各職員の専門性を考慮しつつ、業務分担表を作成し、各職員の業務について明確にする。</p> <p>イ 業務分担の整理・見直し 定期的な情報共有の場を継続し、一部の職員に負荷がかかっているような状況が見られた場合は、業務分担の見直しを行う。</p>	
(3) スケジュール	
<p>ア 適切な業務分担の実施 4月 業務分担表を作成し、職員への周知を図る。 12月 翌年度の業務分担について検討する。</p> <p>イ 業務分担の整理・見直し 4月～適宜 定期的な情報共有を行いながら各職員の対応状況について確認し、必要に応じて業務分担の見直しを行う。</p>	

# 平成29年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

3	職員の資質向上のための取組
	<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状)            地域包括支援センター職員の専門性や実践力を高めるために、人材育成のための取組みが必要となっている。            常に学ぼうとする姿勢を持ち続けながら、自分の実践を振り返ることによって得た気づきを実践の質の向上に活かすために、練馬区から提供される研修情報や、練馬区介護人材研修センターの情報を確認する事で、定期的な外部研修への参加や、それを受けての伝達研修および資料の回覧を行っている。また、職員会議等における職場内研修を実施する事で、職員の資質向上に取組みながら、センターの体制強化を行っている。</p> <p>(課題)            業務が多忙である状況の中、参加希望の研修があっても受講が難しい状況が見られたり、業務に追われてしまう事で、参加できなかった事もあった。職員の資質向上を目指すために、外部研修への参加を定期的に確保する必要がある。</p>
	<p>(2) 取組み事項</p> <p>ア 職員の資質向上のための取組み            各職員の資質向上や、専門性のさらなる向上を目指し、積極的に外部研修等に参加できるように調整する。</p> <p>イ コンプライアンスの徹底            各職員が遵守すべきルールを正しく認識し、業務に取り組めるような体制作りを行っていく。</p>
	<p>(3) スケジュール</p> <p>ア 職員の資質向上のための取組み            4月～随時            各職員が積極的に研修等に参加できるように調整する。研修内容については研修報告書を作成し、センター内や圏域の支所とも共有できるようにする。</p> <p>イ コンプライアンスの徹底            4月～随時            職員に対して委託事業者セキュリティ研修を実施する。また、コンプライアンスに関する研修等に参加し、体制の強化を目指す。            9月 各職員と面談を行い、ルール等の再確認を行う。</p>

# 平成29年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

4	<b>圏域の支所との連携</b>
	<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状)            地域の高齢者を支援する体制作りや、圏域内の各地域の実情を把握するためには、支所との連携や協働は必要不可欠である。また、困難事例等の個別ケースについても、3職種を中心にして連携を図りながら対応していく事が必要となっている。</p> <p>連携の取り組みとして毎月1回、本所・支所連絡会を開催し、情報の共有や、圏域内の事業実施状況、実施計画について確認する他、業務を進める中での検討事項や問題点等について、意見交換を行っている。その他、各専門職における職種分科会や、大泉総合事業連絡会等を実施し、情報共有や課題の抽出等を行っている。</p> <p>(課題)            支援困難ケースや虐待ケースの対応についても、本所・支所間の連携や協働を円滑に行う事が必要になっている。また、本所と支所の業務分担が明確でない部分もあるため、検討を進めていく必要がある。</p>
	<p>(2) 取り組み事項</p> <p>ア 本所・支所間の定期的な連絡会等の開催            定期的に本所・支所連絡会や各専門職における職種分科会等を開催し、情報を円滑に共有できるようにする。また、業務の平準化を進めるとともに、本所と支所の業務分担について明らかにしていく。</p> <p>イ 関係者会議の開催            支援困難ケースや虐待ケースの対応について関係者会議を開催し、情報の共有や連携を図る。</p>
	<p>(3) スケジュール</p> <p>ア 本所・支所間の定期的な連絡会等の開催            4月～ 本所・支所連絡会や各専門職における職種分科会等を開催する。            5月～ 各連絡会で抽出された課題等について、他圏域とも共有し、検討していく。</p> <p>イ 関係者会議の開催            4月～ 随時            支援困難ケースや虐待ケースの対応について、随時関係者会議を開催する。また、センター内のミーティングでも情報共有や支援方針の検討を行う。</p>

# 平成29年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

5	個人情報保護に対する適切な取組
	<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状)            地域包括支援センター職員は高齢者等の心身の状況や家庭の状況を幅広く知り得る立場にあるため、その情報管理には万全を期すことが求められている。            当法人が定める個人情報保護規定を基に、地域包括支援センターに対応した個人情報保護規定を作成し、職員に遵守させている。また、個人情報保護に関する研修を定期的            に実施し、個人情報保護に対して適切に対応できるように取り組んでいる。その他、マニ            ュアルの確認や外部研修等にも参加できるようにしており、個人情報保護に対する意識を高            めるようにしている。            個人情報が記載された印刷物等について持ち出す際には、個人情報持ち出し管理表に            記載し、管理を徹底するようにしている。</p> <p>(課題)            個人情報保護に関する研修の実施状況や、各職員の取組み状況等について、さらに意            識を高めながら、管理の徹底を図る必要がある。</p>
	<p>(2) 取組み事項</p> <p>ア 個人情報保護に関する情報共有            個人情報保護規定やマニュアル、セキュリティ教材を活用し、定期的に個人情報保            護に対する情報を共有し、各職員の意識を高める。</p> <p>イ 研修の実施            各職員に対し、個人情報保護を含むセキュリティ全般に関する研修を年1回以上実            施する。</p> <p>ウ 個人情報の適切な管理            個人情報が記載された印刷物等の持ち出し管理等の記録を徹底するとともに、適切            に管理できているかの確認を行う。</p>
	<p>(3) スケジュール</p> <p>ア 個人情報保護に関する情報共有            4月～ 個人情報保護規定やマニュアルについて情報共有し、確認する。</p> <p>イ 研修の実施            4月～ 練馬区受託業務従事者向けセキュリティ教材等を活用し、職員全員で研修            を行う。また、個人情報保護に関する研修等に積極的に参加できるように            する。</p> <p>ウ 個人情報の適切な管理            4月～ 随時            個人情報の持ち出し管理等の記録について、各職員で実施を徹底する。</p> <p>9月 職員面談を実施し、個人情報の管理状況について確認する。</p>

# 平成29年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(総合相談支援業務)

6	個別ケースへの適切な対応
(1) 現状と課題	
<p>(現状)          個々の高齢者に対して包括的に支援を行う際には、その高齢者に対する責任体制を明確にするため、高齢者ごとに「主担当」職員を決め、その職員が継続して支援する体制をつくるのが望ましいと考えられる。          個別ケースの対応においては、相談内容や受付状況により主担当を決めている。          毎朝の朝礼等の際に各職員が対応している個別ケースについての報告や相談を行う事で、支援内容や方向性の確認、情報の共有や対応の統一を図れるようにしながら、必要に応じて各職種や圏域内支所、地域の関連機関とも連携し、相談や訪問の対応を行っている。</p> <p>(課題)          センター内での情報共有や、圏域内支所、地域の関連機関との連携強化を図りながら、支援方法等の振り返りについても検討する事が必要である。</p>	
(2) 取組み事項	
<p>ア 支援方針の決定とチームアプローチの実施          相談内容や受付状況により主担当を決定し、各専門職が協働しチームでアプローチしながら支援を行う。</p> <p>イ ケース対応に向けた取組み          定期的な職員間のミーティングを開催し、個別ケース支援における情報共有を行いながら、支援方針等について検討する。</p>	
(3) スケジュール	
<p>ア 支援方針の決定とチームアプローチの実施          4月～随時          個別ケースごとに主担当を明確にしながら、毎朝の朝礼時にケースについての報告、共有を行い、各専門職が協働してチームとして検討する。</p> <p>イ ケース対応に向けた取組み          4月～随時          個別ケースに関する職員間のミーティング等を定期的に行う。(原則、週1回月曜日の朝礼時)          各種研修に積極的に参加する事で、ケース対応における支援能力の向上を目指す。</p>	

# 平成29年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(総合相談支援業務)

7	相談内容および関係資料の適切な記録・保管
	<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状) 個別ケースの主担当が不在の場合への対応や個別対応による弊害を予防するためにも、高齢者に関する情報については、センター職員が共通で確認できるような管理方法を取るようになっている。</p> <p>(課題) 相談を受け付けた場合は、できる限りその日のうちに地域包括支援システム内の相談記録への入力を行う必要がある。紙媒体の記録資料についても保管する場所を決めており、担当職員でなくてもすぐに参照できるようにしなければならない。過年度書類の保管が難しい状況が見られるため、保管場所についても工夫が必要となっている。</p>
	<p>(2) 取組み事項</p> <p>ア 相談記録の管理 相談等を受付けた場合は、遅くとも翌営業日には相談記録に入力できるようにする。</p> <p>イ 紙媒体等記録資料の適切な保管 紙媒体等の記録資料については、共有のキャビネットに保管し、適切に管理できるようにする。</p>
	<p>(3) スケジュール</p> <p>ア 相談記録の管理 4月～随時 相談記録への入力については、各職員で工夫しながら迅速に行う。</p> <p>イ 紙媒体等記録資料の適切な保管 4月～随時 紙媒体等の記録資料について、適切な保管、管理を行う。</p>

# 平成29年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(総合相談支援業務)

8	苦情対応に適切な取組
	<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状)            地域包括支援センターは、介護保険等に対する苦情処理体制の中でも、主要な苦情窓口として位置づけられている。高齢者及びその家族からの苦情に対し、必要に応じて練馬区に情報提供するとともに、関連機関と連携しながら迅速かつ適切に対応することが求められている。</p> <p>センターに対する苦情については、法人における苦情解決規定に沿って対応している。苦情解決の責任主体を明確にするために管理者を苦情解決責任者と定め、また、高齢者等が苦情の申し出をしやすい環境を作るために苦情受付担当者を定めて対応している。</p> <p>万が一、苦情申出人が満足する解決が図られなかった場合には、苦情解決機関(練馬区介護保険課・練馬区保健福祉サービス苦情調整委員事務局・国保連合会苦情相談窓口等)の窓口を紹介し、解決を図るようにしている。</p> <p>(課題)            苦情対応の取組みについてセンター職員内でも周知しながら、苦情の再発防止につなげていく必要がある。</p>
	<p>(2) 取組み事項</p> <p>ア 規定に沿った適切な対応            苦情対応について苦情解決規定を確認しつつ、対応についての理解を深める。</p> <p>イ 苦情再発防止への取組み            苦情の対応状況について、センター内、介護保険業務連絡会・4センター連絡会、本所・支所連絡会にて情報共有を行う。</p>
	<p>(3) スケジュール</p> <p>ア 規定に沿った適切な対応            4月～随時            苦情解決規定についてセンター内で確認し、苦情対応に関する取組みについての確認を行う。</p> <p>イ 苦情再発防止への取組み            4月～随時            センター内や、毎月の介護保険業務連絡会・4センター連絡会、本所・支所連絡会にて情報共有を行う。</p>

# 平成29年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント業務)

## 9 介護支援専門員のネットワーク構築の支援および資質向上への取組

### (1) 現状と課題

(現状)

介護支援専門員が中心となって包括的・継続的ケアマネジメントを実践することができるように、地域包括支援センターが直接的に介護支援専門員等を支援することに加え、環境を整備する間接的な支援を効果的に実施する事が重要である。

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施と情報交換、資質向上等のために、圏域内支所と協力し、地域の主任介護支援専門員および介護支援専門員の連絡会または事例検討会等を定期的実施する場として、「大泉ほっと・ケアネット」を開催している。また、練馬区主任介護支援専門員協議会の活動とともに、練馬区介護サービス事業者連絡協議会や練馬区ケアマネジャー連絡会等との連携や協働をする事で、介護支援専門員がスキルアップできるような体制作りを進めている。地域の介護支援専門員に対して声をかけるとすぐに集まっていたり、意見も出やすい環境となっている。

(課題)

ケアマネジメントの質の向上や地域のネットワークを構築するために、大泉ほっと・ケアネットの今後の運営方法や、圏域の主任介護支援専門員がどのように地域での役割を担っていけるのかを検討しつつ取組みを進めていながら、介護支援専門員の支援を行っていく必要がある。また、医療との連携が不十分であるため、今後のネットワーク構築や研修等の開催について検討する必要がある。

### (2) 取組み事項

#### ア 地域の介護支援専門員のネットワーク構築支援

地域の主任介護支援専門員および介護支援専門員の支援として開催する「大泉ほっと・ケアネット」における、連絡会や事例検討会の開催を支援する。

医療との連携について意識しながら支援できるように取り組んでいく。

地域ケア個別会議への参加を通して、地域のネットワークにおける介護支援専門員としての役割を果たしてもらえるように支援する。

#### イ ケアマネジメントの質を向上への取組み

圏域の主任介護支援専門員が地域での役割を担うために、その活動支援や連携構築を推進し、介護支援専門員の支援につなげていけるようにする。

「大泉ほっと・ケアネット」で、圏域の主任介護支援専門員が「質の向上ガイドライン研修」を企画し、介護支援専門員と共に、ケアマネジメントの質の向上に取り組む。

地域の社会資源の把握や、資源とのつながりを持てるように支援する。

### (3) スケジュール

#### ア 地域の介護支援専門員のネットワーク構築支援

4月～ 「大泉ほっと・ケアネット」の運営について支援を行う。

班分けを実施し、各班で研修等の企画・開催を行う。

地域ケア個別会議への出席に対する支援を行う。

#### イ ケアマネジメントの質を向上への取組み

4月～ 関係機関との連携を図りながら、介護支援専門員の支援を行う。特に医療との連携を意識して取り組むようにする。



# 平成29年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント業務)

10	圏域の介護支援専門員に対する適切な支援
(1) 現状と課題	
<p>(現状)</p> <p>地域の介護支援専門員に対し、相談窓口として指導や助言を行い、同行訪問やサービス担当者会議の開催支援等を行っている。圏域内の介護支援専門員による連絡会として「大泉ほっと・ケアネット」の運営支援や、練馬区主任介護支援専門員協議会による「質の向上ガイドライン研修」「ファシリテーター研修」「スーパービジョン研修」「地域同行型研修」「地域カンファレンス研修」等の運営を行う事で、ケアマネジメントの質の向上を目指している。</p> <p>介護予防ケアマネジメントの取組みとしては、「大泉総合事業連絡会」や「大泉介護予防ケアマネジメント勉強会」を開催し、自立支援に資するケアマネジメントを図るため、大泉地域包括支援センター支所、本所職員等による合議体により、ケアプランの確認や検討を行った。</p> <p>(課題)</p> <p>圏域の介護支援専門員の活動支援や地域全体での連携体制を構築できるような取組みを進める必要がある。また、ケアマネジメントの質の平準化や質の向上を目指すために、各支所や圏域の主任介護支援専門員と連携しながら、各種研修を地域の介護支援専門員にどのように落とししていくのかを検討していく必要がある。</p> <p>介護予防ケアマネジメントの支援という点においては、今年度も「大泉総合事業連絡会」を定期的で開催する事や、「介護予防給付検討会議」の開催についても検討しながら、介護予防ケアマネジメントの質の向上を図っていく必要がある。圏域の介護支援専門員に対するケアプランチェックについても、同行訪問やサービス担当者会議の開催支援、窓口での支援等を通して、引き続き取り組んでいく必要がある。</p>	
(2) 取組み事項	
<p>ア ケアマネジメント力の向上への取組み 地域の主任介護支援専門員および介護支援専門員の支援として開催する「大泉ほっと・ケアネット」における、連絡会や事例検討会の開催を支援する。</p> <p>イ 練馬区主任介護支援専門員協議会運営 練馬区主任介護支援専門員協議会による各種研修の運営や開催を通して、ケアマネジメントの質の向上を目指す。</p> <p>ウ 介護予防ケアマネジメントの向上 定期的に「大泉総合事業連絡会」や「介護予防給付検討会議」を開催し、介護予防ケアマネジメントの質の向上を図る。 ケアプランチェックも含めて、同行訪問やサービス担当者会議の開催支援、窓口での支援等を行っていく。</p>	
(3) スケジュール	
<p>ア ケアマネジメント力の向上への取組み 4月～ 「大泉ほっと・ケアネット」の運営について支援を行う。</p> <p>イ 練馬区主任介護支援専門員協議会運営 4月～ 「質の向上ガイドライン研修」「ファシリテーター研修」「スーパービジョン研修」「地域同行型研修」「地域カンファレンス研修」等の運営、開催を行う。</p> <p>ウ 介護予防ケアマネジメントの向上 4月～ 定期的な「大泉総合事業連絡会」の開催を行う。 ケアプランチェックも含めて、圏域の介護支援専門員に対する支援を行う。 7月～ 「介護予防給付検討会議」の開催を行う。</p>	

# 平成29年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(権利擁護業務)

11 成年後見制度活用に向けた取組
<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状)            成年後見制度については、判断能力が不十分となった認知症高齢者等の自分らしい生活を維持するために、地域包括支援センター職員として制度の利用を前提に取り組んでいく姿勢が必要となっている。            今後、認知症の高齢者も増えてくるとされる状況の中、関連機関との連携を図りながら成年後見制度を活用し、自立した生活を支援するようにしなければならない。</p> <p>(課題)            成年後見制度を活用するにあたり、制度につながっていない高齢者の把握や、制度についての普及啓発の取り組みを進めていく事も必要になっている。</p>
<p>(2) 取組み事項</p> <p>ア 関連機関との連携            総合福祉事務所高齢者支援係、権利擁護に関する団体等との連携や、研修、ネットワーク会議等に参加する事で適切な支援を行えるようにする。</p> <p>イ 成年後見制度の普及啓発            圏域で開催される会議等も含めて、成年後見制度に関する情報発信や普及啓発活動の方法について検討する。</p>
<p>(3) スケジュール</p> <p>ア 関連機関との連携            4月～適宜            関連機関との連携を図りながら、定期的に研修や会議等に参加する。</p> <p>イ 成年後見制度の普及啓発            4月～ 高齢者相談センターからの成年後見制度に関する情報発信や普及啓発活動の方法について検討する。</p>

# 平成29年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(権利擁護業務)

12	高年齢者虐待防止に向けた適切な取組
	<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状)          高年齢者虐待対応における地域包括支援センターの役割として、「ネットワーク」「相談・通報・届出への対応」、事実確認における「関係機関からの情報収集」「訪問調査」「援助方針の決定」「措置後の支援」「モニタリング」といった場面で、中心的役割を果たしていくことが示されている。          高年齢者虐待については、「練馬区高年齢者虐待防止・養護者支援マニュアル」に基づき、相談、通報から48時間以内(できるだけ24時間以内)に事実確認を行っている。事実確認後には緊急性も判断しながら、できる限り速やかに高年齢者虐待ケース検討会議を開催し、虐待の有無や緊急性の判断および初期対応の検討を行いながら、高年齢者および養護者に対する支援を行っている。</p> <p>(課題)          虐待についての相談件数が増えている状況の中、通報があった際には迅速に対応していく必要がある。今後も研修等の参加も含めて職員のスキルアップを目指しながら、関連機関との連携を強化しつつ、虐待対応の体制について整備していく必要がある。          圏域で開催される会議等において、高年齢者虐待防止についての啓発活動等を行う事で、地域における見守りネットワークの構築や通報先等の周知を行う必要がある。</p>
	<p>(2) 取組み事項</p> <p>ア 虐待初期対応とケース検討会議          虐待通報から48時間以内の事実確認を行い、ケース検討会議を速やかに開催する事で、支援方針を決定する。</p> <p>イ 虐待モニタリングの実施          虐待ケース検討会議で定められたモニタリング期間に従い、モニタリングを実施する。</p> <p>ウ 高年齢者虐待防止の対応力向上および普及啓発          高年齢者虐待防止に関する研修等に参加する事で、職員のスキルアップを目指す。圏域で開催される会議等において、高年齢者虐待防止に関する啓発活動等を実施する。</p>
	<p>(3) スケジュール</p> <p>ア 虐待初期対応とケース検討会議          4月～ 虐待対応マニュアルを確認しつつ、虐待通報から48時間以内の事実確認を行うようにし、高年齢者支援係との連携を図りながら、ケース検討会議を速やかに開催できるように調整する。</p> <p>イ 虐待モニタリングの実施          4月～ ケース検討会議で定められたモニタリング期間に従い、定期的なモニタリングを実施する。</p> <p>ウ 高年齢者虐待防止の対応力向上および普及啓発          4月～ 高年齢者虐待防止に関する研修等に積極的に参加していく。          4月～ 高年齢者虐待防止についての啓発活動方法について検討し、特に区民や関係機関への啓発活動の充実を図っていく。</p>

# 平成29年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(権利擁護業務)

13	消費者被害防止に向けた適切な取組
	<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状)            近年、高齢者の消費者被害が急増しており、消費生活相談全体において高齢者に関する相談は大きな割合を占めるようになってきている。            地域における消費者被害に関する情報を把握し、民生委員や介護支援専門員等にも啓発を行いながら、地域の高齢者や家族等から、消費者被害についての相談・情報がもたらされるような働きかけをしていく事が求められている。            消費者被害の連絡を受けた際には、警察署や消費生活センター等の関係機関に連絡し、情報の共有を行っている。また、練馬区消費生活センターが主催する「悪質商法高齢者被害防止ネットワーク連絡会」に参加する事で、情報交換等を行っている。</p> <p>(課題)            消費者被害防止を目的とする、地域や関係機関との連携および情報共有において、積極的に行いながら、被害の未然防止や拡大防止を図っていく必要がある。</p>
	<p>(2) 取組み事項</p> <p>ア 関係機関との連携            警察署や消費生活センター等の関係機関との連携を強化し、被害の未然防止や拡大防止を図りながら、迅速に対応できるようにする。</p> <p>イ 定期的な連絡会議への参加            悪質商法高齢者被害防止ネットワーク連絡会に参加し、消費者被害に関する情報共有や最新の手口等について確認する。</p> <p>ウ 関係機関への情報提供            情報提供用シート等を活用しながら、各支所や関係機関への情報提供を行う。</p>
	<p>(3) スケジュール</p> <p>ア 関係機関との連携            4月～ 消費者被害に関する相談を受け付けた際には、速やかに関係機関と連携を行いながら支援する。</p> <p>イ 定期的な連絡会議への参加            4月～ 悪質商法高齢者被害防止ネットワーク連絡会に参加し、情報を共有する。</p> <p>ウ 関係機関への情報提供            4月～ 情報提供用シート等を活用しながら、関係機関への情報提供を行う。</p>

# 平成29年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(在宅医療・介護連携の推進)

14	圏域における医療機関・介護サービス資源の把握
	<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状)            地域包括支援ネットワークを構築するためには、まず地域のことを知らなければならない。地域のデータを活用ながら地域住民の全体像を把握し、地域を理解する事に役立てる必要がある。            地域には、組織や団体、インフォーマルな集団、キーパーソンとなる個人などあらゆる社会資源が存在している。地域包括支援センターとしての日々の活動を通して、まずこのような社会資源を把握してそれらの情報を管理する必要がある。            圏域における医療機関や介護サービス資源等について、地域ケア会議等も含めて把握に努めている。</p> <p>(課題)            圏域における医療機関や介護サービス資源の情報については、まだ十分に把握できておらず、リストとしての管理方法や、社会資源マップの作成等、情報収集や整理等について、さらに進めていく必要がある。</p>
	<p>(2) 取組み事項</p> <p>ア 社会資源情報の収集および整理            地域の社会資源の把握や整理を行いながら、情報収集を進めていく。</p> <p>イ 社会資源リスト・マップ等の作成および管理            各支所とも連携しながら、圏域内の社会資源リストやマップ等の作成を行い、管理方法についても検討していく。</p>
	<p>(3) スケジュール</p> <p>ア 社会資源情報の収集および整理            4月～随時 圏域における社会資源の情報収集を行う。</p> <p>イ 社会資源リスト・マップ等の作成および管理            5月～随時 圏域内支所と連携しながら、地域での事業実施や活動参加等に同行し、社会資源の把握やリスト、マップ等の作成を行っていく。</p>

# 平成29年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(在宅医療・介護連携の推進)

15	在宅医療・介護連携システムの構築
	<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状)          今後は、慢性的な疾患をもつ高齢者の増加とともに、医療ニーズと介護ニーズを併せもつ高齢者の増加が見込まれている。医療と介護を一体的・効果的に提供していくためには、支援を必要とする対象者を適切に把握し、関係者間で有効な情報連携を行うとともに、切れ目のないチームケアの体制を確立することが求められる。          医療と介護の両方が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい生活ができるよう、医療と介護の相談窓口が設置されている。各支所や関連機関との連携を強化するために、定期的に本所・支所の医療職連絡会の実施や、地域の医療機関、大泉ほっと・ケアマネットとの勉強会等についても参加するようにしている。</p> <p>(課題)          事業を進める中で、少しずつ窓口の周知は進められているものの、地域とのつながりや窓口からの発信という面では、まだ十分とは言えない。また、窓口の実績やその効果等について、地域との共有や発信をしていく必要もある。</p>
	<p>(2) 取組み事項</p> <p>ア 区民への周知          地域に出て行く機会を増やしなが、医療と介護の相談窓口として、発信する場を確保していく。</p> <p>イ 関係機関とのネットワーク強化          各支所の医療職や地域の関係機関とのネットワーク強化を図るために、定期的な連絡会の開催や、積極的に研修や勉強会等に参加していく。特に、大泉圏域の訪問看護事業所との連携について検討していきたい。</p>
	<p>(3) スケジュール</p> <p>ア 区民への周知          4月～ 地域に出て行く機会を増やし、医療と介護の相談窓口として発信する場を確保していく。</p> <p>イ 関係機関とのネットワーク強化          4月～ 各支所の医療職との連絡会を定期的に行う。          4月～ 積極的に研修や勉強会に参加し、関係機関とのネットワーク強化を目指す。          4月～ 大泉圏域の訪問看護事業所との連携について検討していく。</p>

# 平成29年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(認知症施策の推進)

16	認知症施策の推進
	<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状)            認知症地域支援推進員を配置し、認知症の疑いがある人に関する相談を受け付け、かかりつけ医や介護事業者等と連携しながら、医療機関への受診を促進する。また、受診に至らないケースについては、医師による認知症(もの忘れ)相談を活用し、来所相談の他、訪問相談を実施することにより、受診につながるよう支援している。一時的な精神科病院への入院や介護保険施設等への入所を要する人に関しては医療機関や介護保険施設等と連携し、入院・入所に向けた支援を行っている。認知症だけでなく、様々な問題を抱えているケースも多くあるため、関連機関との連携については、ますます重要性を増している。</p> <p>(課題)            積極的に認知症に関する研修、認知症家族会、認知症カフェ等に参加する事や、医療機関との連携も強化しながら、認知症への理解を深めるための普及・啓発活動についても行っていく必要がある。            認知症(もの忘れ)相談については、昨年度も年9回実施しているが、相談の希望者が多く、予約が埋まってしまう状況も続いた。</p>
	<p>(2) 取組み事項</p> <p>ア 認知症(もの忘れ)相談の実施            認知症(もの忘れ)相談について、年9回実施する。状況を把握しながら、認知症初期集中支援チームとしての対応も行っていく。</p> <p>イ 認知症に関する関係機関のネットワーク支援            東京都中部総合精神保健福祉センターや慈雲堂病院認知症疾患医療センター等の関連機関との連携を図りながら、認知症の方に対する支援を行う。</p> <p>ウ 区民への啓発            認知症地域支援推進員としての活動や認知症施策の内容およびその効果等について、区民や地域の関連機関へ向けた啓発活動を行う。</p>
	<p>(3) スケジュール</p> <p>ア 認知症(もの忘れ)相談の実施            4月～ 認知症(もの忘れ)相談について、年9回実施する。            4月～ 認知症初期集中支援チームによる支援を行う。</p> <p>イ 認知症に関する関係機関のネットワーク支援            4月～ 関係機関との連携を図りながら、認知症の方に対する支援を行う。</p> <p>ウ 区民への啓発            4月～ 地域の団体や大泉ほっと・ケアマネット等とも連携し、区民や関係者に対して認知症地域支援推進員としての活動や認知症施策の内容について、発信できるような場を調整するとともに、地域の社会資源の把握も行えるようにしていく。</p>

# 平成29年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(地域ケア会議の推進)

17 地域ケア個別会議開催の適切な支援	
(1) 現状と課題	
(現状)	<p>地域ケア個別会議は、医療、介護等の多職種および地域関係者が集まり個別ケースの支援内容を検討することにより、多職種協働による高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援するとともに、問題解決のための地域支援ネットワークを構築することを目的としている。また同時にこれらのプロセスを通じて、支援体制の脆弱さ、社会資源や人材の課題等が浮き彫りになることにより、地域課題の把握を行うことを目的としている。</p> <p>各支所単位で開催する地域ケア個別会議に対して、各支所ごとに本所内で担当職員を決め、事前の検討段階から協働し、個別会議参加までの開催支援を行っている。</p>
(課題)	<p>地域ケア個別会議を開催する事で、地域課題の把握や集約につながられているものの、解決までつながっていない内容がある事や、会議の開催方法等についてもさらなる検討が必要となっている。</p>
(2) 取組み事項	
ア 地域ケア個別会議の開催支援	<p>各支所が開催する地域ケア個別会議に対し、本所内で担当を決め、事前の検討段階から参加し、会議の開催支援を行う。</p>
イ 地域課題解決に向けた取組みへの支援	<p>地域ケア個別会議の振り返りを行い、地域ケア圏域会議につなげていく。</p>
(3) スケジュール	
ア 地域ケア個別会議の開催支援	<p>4月 各支所ごとに本所職員の担当を決める。 4月～適宜 各支所との事前打ち合わせや会議参加等、会議の開催支援を行う。</p>
イ 地域課題解決に向けた取組みへの支援	<p>4月～適宜 地域ケア個別会議で抽出された内容について集約し、地域ケア圏域会議につなげていく。</p>

# 平成29年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(地域ケア会議の推進)

18	効果的な地域ケア圏域会議の開催
	<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状)            地域ケア圏域会議については本所単位で開催し、各支所が開催する地域ケア個別会議で把握された、地域課題の問題解決や地域関係者とのネットワークの構築を図る事を目的としている。共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげられるようにしている。</p> <p>(課題)            地域ケア圏域会議については、地域ケア個別会議の内容を受けて開催を行っているが、会議で検討するテーマや構成員、開催方法等については、さらなる検討が必要となっている。</p>
	<p>(2) 取組み事項</p> <p>ア 個別会議における課題の集約            各支所で開催した地域ケア個別会議を集約し、地域課題の把握や解決方法について検討を行う。</p> <p>イ 圏域会議の開催および会議の形態の検討            年2回の圏域会議を開催し、会議開催方法の検討を行う。</p> <p>ウ 地域ケア推進会議への提言            推進会議にて圏域会議で挙げられた、課題抽出から解決方法の提案を行う。残された課題や地域づくりに必要な手段や施策へ提言を行う。</p>
	<p>(3) スケジュール</p> <p>ア 個別会議における課題の集約            5月 大泉地域ケア個別会議(平成28年度第2回)の集約と地域課題の把握や解決方法について検討する。            10月 大泉地域ケア個別会議(平成29年度第1回)の集約と地域課題の把握や解決方法について検討する。</p> <p>イ 圏域会議の開催および会議の形態の検討            8月 第1回大泉地域ケア圏域会議を開催する。会議のアンケート等を活用し、会議の開催方法について検討を行う。            1月 第2回大泉地域ケア圏域会議を開催する。</p> <p>ウ 地域ケア推進会議への提言            9月 地域ケア推進会議に参加し、圏域会議で挙げられた課題抽出から解決方法の提案を行う。また、残された課題や地域づくりに必要な手段や施策への提言を行う。</p>